

# 筑波ロー・ジャーナル

27号

2019年12月

論 説

|  |       |     |
|--|-------|-----|
| 「とくに傷つきやすい (besonders sensibel/verletzlich) 証人」の保護について (2) | 岩下 雅充 | 1   |
| フランス法における家族のメンバーに対する民事責任 (1)<br>——家族のあり方と民事責任法の枠組——        | 白石 友行 | 35  |
| 弁護士の職務上の秘匿特権と通信秘密をめぐる比較法的考察                                | 田村 陽子 | 109 |
| 明治前期大審院判例における質権に関する慣行の位置づけ                                 | 直井 義典 | 161 |
| 会社の計算と外部的エンフォースメント (2)<br>——アイルランド／ルクセンブルク——               | 弥永 真生 | 209 |

